第二十七条の九第七項を削り、同条第六項中「第二欄」を「第三欄」に、「次項第一号」を「次項第一号イ」に、「計量証明業」を「同条第九号に掲げるガス供給業（次項において「ガス供給業」という。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三欄」を「第四欄」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第二号とし、同項第六号を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二欄」を「第三欄」に改め、「、情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業（次項第一号において「情報記録物製造業」という。）、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業（放送業を営む法人が行うものを除く。次項第三号において「映画・ビデオ制作業」という。）、放送業（有線放送業を含む。次項第四号において同じ。）」を削り、「次項第五号」を「次項第二号」に改め、「並びに同条第八号に規定する情報通信技術利用事業（次項第六号において「情報通信技術利用事業」という。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三欄」を「第四欄」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十二条の九第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

一　法第四十二条の九第一項の表の第一欄に掲げる事業者に該当する法人　当該法人の沖縄振興特別措置法第七条の二第八項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に記載された減価償却資産

二　法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人　当該法人の沖縄振興特別措置法第二十九条の二第八項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に記載された減価償却資産

三　法第四十二条の九第一項の表の第三号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人　当該法人の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産

四　法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人　当該法人の沖縄振興特別措置法第四十二条の二第八項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産

五　法第四十二条の九第一項の表の第五号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人　当該法人の沖縄振興特別措置法第五十五条の四第八項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産

第二十七条の九第八項を次のように改める。

8　法第四十二条の九第一項の表の第三号の第四欄に規定する政令で定めるものは、機械及び装置（ガス供給業の用に供されるものにあつては、沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備その他の財務省令で定める機械及び装置に限る。）、構築物（液化したガスを貯蔵し、又は利用するためのもの（製造業又はガス供給業の用に供されるものに限る。）並びに次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める器具及び備品

イ　製造業、自然科学研究所に属する事業及び電気業　次に掲げる器具及び備品

(1)　専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

(2)　電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品

ロ　道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業　イ(2)に掲げる器具及び備品

二　工場用の建物及びその附属設備（ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備を除く。）並びに次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める建物及びその附属設備

イ　道路貨物運送業　車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

ロ　倉庫業　作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

ハ　卸売業　作業場用、倉庫用又は展示場用の建物及びその附属設備

ニ　デザイン業　事務所用又は作業場用の建物及びその附属設備

ホ　自然科学研究所に属する事業　研究所用の建物及びその附属設備

第二十七条の九第九項中「第二欄」を「第三欄」に、「前項第一号から第三号まで」を「前項第二号イからハまで」に改め、同条第十項中「第三欄」を「第四欄」に、「第八項第一号から第三号まで」を「第八項第二号イからハまで」に、「これらの号に定める」を「それぞれ同号イからハまでに規定する」に改める。

第二十七条の十一の三中「二千万円」を「二千五百万円」に改める。

第二十七条の十二第一項を削り、同条第二項中「第四十二条の十二第一項第一号ロ」を「第四十二条の十二第一項第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項を同条第二項とし、同条第七項中「、適用年度」を「、適用対象特定業務施設（適用年度（同項第一号に規定する適用年度をいう。以下この条において同じ。）」に、「同条第一項」を「法第四十二条の十二第一項」に改め、「ついて計画の認定」の下に「（同項に規定する計画の認定をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「（次項及び第九項において「適用対象特定業務施設」という。）」を「法第四十二条の十二第五項第二号に規定する特定業務施設をいう。第十一項及び第十四項第二号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）」に、「おける基準雇用者数」を「おける法第四十二条の十二第五項第五号に規定する基準雇用者数（以下この条において「基準雇用者数」という。）」に改め、「となる雇用者」の下に「（同項第三号に規定する雇用者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第八項中「適用対象特定業務施設において適用年度」を「適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、「もの」の下に「（以下この条において「新規雇用者」という。）」を加え、「雇用者の」を「新規雇用者の」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7　法第四十二条の十二第五項第十一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

8　法第四十二条の十二第五項第十二号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型適用対象特定業務施設のみを法人の事業所とみなした場合における適用年度の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

第二十七条の十二第九項中「第四十二条の十二第五項第九号」を「第四十二条の十二第五項第十号」に、「適用対象特定業務施設において適用年度」を「適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）」に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設（同号に規定する移転型適用対象特定業務施設をいう。以下この条において同じ。）に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。